

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	市民局消費者センター
処分の名称	表示事項の表示指示・公表
概要	家庭用品ごとに定められた表示事項及び遵守事項につき、表示しない又は遵守すべき事項を遵守しない販売業者に対して指示、公表することができる。
根拠法令等 及び条項	家庭用品品質表示法第4条、第24条（昭和37年法律第104号） 家庭用品品質表示法施行令第4条（昭和37年政令第390号）
処分基準	家庭用品ごとに成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項につき、表示すべき事項を表示しない又は遵守すべき事項を遵守しない販売業者に対して、表示事項を表示し又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。また指示に従わない場合、消費者庁と協議の上公表することができる。
ホームページ	ー
備考	